平成２５年（フ）第３８８号
神奈川県中郡二宮町一色3045番地
破産者　アンデス株式会社
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３９９号
神奈川県厚木市上落合671番地１
破産者　清新工業株式会社
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５８７号
神奈川県平塚市中原１丁目８番20―401号
ズーデン第２
破産者　有限会社エフ・ケーカンパニー
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４０７０号
兵庫県宝塚市小林１丁目８番20号
破産者　有限会社兵庫建物
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８４４号
大阪市生野区田島６丁目２番18号
破産者　ニチリンマテリアル株式会社
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２２９号
大阪府枚方市東香里２丁目１番26号
破産者　株式会社ＮＥＸＴ　ＩＮＮＯＶＡＴＩＯＮ
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７３７号
大阪市中央区農人橋２丁目１番31号
破産者　株式会社メディネクスト
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８３６号
大阪市天王寺区寺田町１丁目１番２号
破産者　株式会社庭園メンテナンス
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９５６号
大阪府守口市高瀬町５丁目８番１号
破産者　株式会社アド・プランニング
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１８号
大阪市中央区南久宝寺町１丁目３番９号
破産者　株式会社オシリス
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８４号
大阪市阿倍野区天王寺町南３丁目１番11―901号
破産者　株式会社Ｙ‘Ｓ　ｃｏｍｐａｎｙ．
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８１１号
大阪府松原市小川４丁目16番１号
破産者　株式会社タナカ産業
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３５号
堺市北区東浅香山町１丁153番地、商業登記簿上の本店所在地堺市中区深阪2202番地
破産者　株式会社ウエバヤシ
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１３７号
広島市東区温品３丁目11番９―102号
破産者　有限会社エフ・サービス
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８５８号
北九州市小倉南区湯川１丁目２番11号
破産者　木下スペースアンドシステム株式会社
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４０５号
埼玉県行田市大字持田932番地
破産者　スクリート株式会社
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１５３４２号
東京都港区東麻布２丁目23番14号403
破産者　ディスカバリー・インベストメント・マネジメント株式会社
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３４６号
東京都調布市菊野台３―51―247　Ｅ―701、開始決定時の住所東京都調布市西つつじケ丘１丁目15―６―411
破産者　茂木　　啓
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４３２号
東京都町田市小野路町3383番地１
破産者　有限会社エスファクトリー
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２０２８号
横浜市港南区港南中央通８番２号
破産者　有限会社杉浦酒店
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９号
神奈川県鎌倉市関谷373番地５
破産者　有限会社テイクス
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部